

# 令和8年度 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険のお知らせ



詳しくは  
こちら▶

問い合わせ

令和8年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の決定通知は7月中旬に送付します。

もしもしセンター ☎20・0404

医療保険課(国保) ☎24・8059 (後期・介護) ☎24・8148

## 国民健康保険税

税率、税額、賦課限度額が変わり、子ども・子育て支援金制度が始まりました。

|       | 医療保険分    | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分    | 子ども・子育て支援金分 |
|-------|----------|-----------|----------|-------------|
| 所得割合  | 7.52%    | 2.37%     | 2.05%    | 0.29%       |
| 均等割額  | 32,400円  | 10,200円   | 10,700円  | 1,300円*     |
| 平等割額  | 27,700円  | 8,600円    | 6,700円   | 800円        |
| 賦課限度額 | 660,000円 | 260,000円  | 170,000円 | 30,000円     |

\*子ども均等割額は18歳になる年度の年度末まで対象外

## 軽減について

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険税(均等割額、平等割額)の軽減を受けることができます。

| 軽減判定所得金額           | 均等割額<br>平等割額 |
|--------------------|--------------|
| 43万円+10万円×A        | 7割軽減         |
| 43万円+31万円×B+10万円×A | 5割軽減         |
| 43万円+57万円×B+10万円×A | 2割軽減         |

A:年金・給与と所得者の人数-1

B:世帯の被保険者の人数

## 後期高齢者医療保険料

保険料率、保険料額、賦課限度額が変わり、子ども・子育て支援金制度が始まりました。

|       | 医療分      | 子ども・子育て支援金分 | 合計       |
|-------|----------|-------------|----------|
| 所得割合  | 11.14%   | 0.24%       | 11.38%   |
| 均等割額  | 57,300円  | 1,360円      | 58,660円  |
| 賦課限度額 | 850,000円 | 21,000円     | 871,000円 |

## 軽減について

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険料(均等割額)の軽減を受けることができます。

| 軽減判定所得金額           | 軽減後の<br>年間均等割額 |
|--------------------|----------------|
| 43万円+10万円×A        | 16,452円(7割軽減)* |
| 43万円+31万円×B+10万円×A | 29,330円(5割軽減)  |
| 43万円+57万円×B+10万円×A | 46,928円(2割軽減)  |

A、Bは国民健康保険と同じ ※医療分に関し7.2割軽減

## 介護保険料

介護保険料は据え置きました。保険料基準額は、年額75,600円です。



### 資格確認書・資格情報のお知らせ 送付について

8月1日から使用できる新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中旬から順次発送します。

**【国保】** 7月31日までの有効期限がある「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を持っている人に送付します。

**【後期】** 85歳未満でマイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」を送付します。



詳しくはこちら▶